果樹産地再生支援対策

第1 事業の内容等

1 事業内容

令和2年7月豪雨対応産地緊急支援事業のうち果樹産地再生支援対策(以下「本事業」という。)で支援する取組は、令和2年7月豪雨(以下「7月豪雨」という。)の影響により甚大な被害を受けた果樹産地において、円滑な営農再開を図るために行う以下の取組とする。

(1) 樹体保護

7月豪雨に伴う被害により、泥の付着・堆積、ゴミの流入、樹勢の低下等が生 じた園地における樹体の洗浄、泥やゴミの除去、樹勢回復のための摘果、剪定、 根切り等の取組

(2) 病害の発生・まん延防止

7月豪雨に伴う被害による病害の発生・まん延を防止するために行う、罹病した枝の除去や被災園地の周辺の園地(病害の発生・まん延防止のために必要な場合は、(4)の対象園地も含む。)も含めた地域ぐるみでの薬剤散布等の取組

(3) 収穫物運搬

7月豪雨に伴う被害により、通常の方法で収穫物の運び出しが行えない園地に おいて、支援対象者が緊急的に行う令和2年産の収穫物の運搬作業に必要な以下 の取組

ア 収穫物の運び出しに必要な雇用

イ アシストスーツ、クローラ等の運搬補助機材のレンタル

(4) 改植及び幼木の管理

7月豪雨により被災した園地において、支援対象者が行う改植(持続的生産強化対策事業実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)別紙2のIの第1の1(3)のアの表の1(1)のうちの改植をいう。以下同じ。)及びそれに伴う幼木の管理の取組

(5) 早期成園化や経営の継続・発展に係る取組

7月豪雨に伴う被害により、経営面積の過半又は雇用型経営にあっては1ha以上の規模で改植を行う場合に、改植を行った園地から収入が得られるようになるまでの間、支援対象者が行う以下のいずれか又は全ての取組

ア 大苗の育成

改植後の早期成園化を図るため、あらかじめ大型の苗を育成する取組

イ 代替農地での営農

未利用の農地等を取得又は賃借して野菜等を栽培することにより、代替的な収入を確保するための取組

ウ 省力技術研修

成園後の省力・効率的生産の実現に向けて、省力樹形の仕立方法や管理技術、 作業機械の効率的な操作方法等を習得するための取組

2 事業実施主体

公益財団法人中央果実協会

3 事業実施者

本事業の事業実施者は、原則として都道府県法人(果樹農業振興特別措置法(昭和 36 年法律第 15 号)第 4 条の 4 の第 2 号に規定する都道府県法人をいう。以下同じ。)とする。

ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては、当該都道府県を管轄区域とする農業協同組合連合会、その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。

4 支援対象者

1の取組に係る支援対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 1の(1)、(2)、(4)及び(5)に係る支援対象者
 - ア 「果樹産地構造改革計画について」(平成17年3月25日付け16生産第8112 号農林水産省生産局長通知)に基づく産地協議会(以下「産地協議会」という。) が、同通知に基づき策定した果樹産地構造改革計画(以下「産地計画」という。) において、担い手と定められた者(以下「担い手」という。)
 - イ 産地計画に参画している生産者(実施要綱別紙2のIの第1の1(3)のアの表の1(3)の放任園地発生防止対策(以下「放任園地発生防止対策」という。)の取組を除き、1年以内に担い手が所有権若しくは賃借権等を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約(継続して8年以上の期間を有するものに限る。)を締結することが確実と認められる農地に係る取組を行う場合に限る。)
 - ウ 農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいい、放任園地発生防止対策に係る取組を行う場合を除く。)
 - エ 生産出荷団体(1の(1)及び(2)の取組に限る。)
 - オ 事業実施主体が特に必要と認める者
- (2) 1の(3)に係る支援対象者
 - ア 生産出荷団体
 - イ 事業実施主体が特に必要と認める者

5 採択要件

- (1) 成果目標として、被災した果樹産地の速やかな再生を掲げていること。
- (2) 4の(1)のア及びイの支援対象者については、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく果樹共済又は収入保険に現に加入しているか、又は今後加入する意向が確認されていること。

6 補助率等

1の取組に係る補助率等は、別表のとおりとする。

7 留意事項

(1) 支援対象となる代替農地

1の(5)のイにおける代替農地は、原則として、高齢化により管理できなくなっている農地、他の農業者等から新たに借り受け、若しくは取得した農地又は裏作を行っていない等により利用していない自己の農地を対象とし、自らの経営のため現に利用している農地は対象外とする。

(2) 予算額の優先配分

1の(2)に取り組む支援対象者が、実施要綱別紙2のIの第1の1(3)のアの表の1(5)に基づき事業実施主体が特に必要と認める取組のうち、防風ネットの導入を申請する場合、事業実施主体は当該申請に対し、予算額を優先配分するものとする。

第2 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接要する別表の経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、第1の1の(1)、(2)、(4)及び(5)については、産地協議会による事後確認により、事業の実施が確認でき、また、第1の1の(3)については、証拠書類等によって金額が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表の取組ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

2 支援対象面積

第1の1の(5)の支援対象面積は、以下の取組ごとの条件を満たす面積とする。

(1) 大苗の育成

改植を行う園地の面積のうち、第1の1(5)のアにより育成した大苗を用いて改植する面積

(2) 代替農地での営農

改植を行う園地において、改植により途絶する収益に対する、代替農地での目標収益の割合(100%を限度とする。)を改植面積に乗じて得た面積

(3) 省力技術研修

改植を行う園地の面積のうち、省力技術(省力樹形や機械作業体系をいう。) を導入する面積

3 助成対象外の経費

次の経費は、本事業の助成の対象としない。

- (1) 国の他の助成又は支援を受け、若しくは受ける予定となっている取組に係る経費
- (2) 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (3)補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額

に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額)

第3 事業実施手続

1 果樹産地再生支援対策事業実施計画

(1)第1の1の(1)、(2)、(3)及び(5)に係る支援対象者は、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めた果樹産地再生支援対策事業実施計画(以下「実施計画」という。)を事業実施者に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、第1の1の(4)に係る支援対象者は、実施要綱別紙2の1の第1の1の(6)及び2の(6)の規定を準用するものとする。

- (2) 事業実施者は、(1) の承認をしようとするときは、都道府県知事及び事業実施主体に協議するものとする。
- (3) 実施計画を変更する場合は、(1) 及び(2) の規定を準用するものとする。 ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、支援対象者 の変更、事業の取りやめ、事業量又は事業費の30%以上の増加及び特に必要と認 められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告 をもってこれに代えることができる。

2 補助金の交付

- (1)補助金の交付を受けようとする支援対象者は、事業実施者に対し補助金の交付を申請するものとする。
- (2) 事業実施者は、支援対象者からの補助金の交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し補助金の交付を申請するものとする。
- (3) 事業実施主体は、(2) により申請された場合には、実施要綱別紙2本体第2の5(6)の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、事業実施者は、実施要綱別紙2本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、支援対象者に補助金を交付するものとする。

3 実績の報告

- (1)支援対象者は、本事業の実績について、1の実施計画の内容に準じて記載した 実績報告を事業実施者に提出するものとする。
- (2) 事業実施者は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

4 推進指導体制

(1) 全国段階

国及び事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、都道府県法人その他の関係機関に指導を行うものとする。

(2) 都道府県段階

都道府県、都道府県法人等は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して、第1の4の支援対象者に、また、産地協議会その他の関係機関に指導を行う ものとする。

(3) 産地段階

産地協議会は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して、 第1の4の支援対象者に指導を行うものとする。

第4 関係様式

第1の1の(1)、(2)、(3)及び(5)に係る手続に必要な様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体又は事業実施者が、その業務方法書に定めるものとする。

また、第1の1の(4)に係る手続に必要な様式は、実施要綱別紙2のIの第1の1(12)に掲げるものを例として、事業実施主体又は事業実施者が、その業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	様式番号
果樹産地再生支援対策事業実施計画 (兼実績報告) (第1の1の(1)及び(2)関係)	別紙様式1
果樹産地再生支援対策事業実施計画(兼実績報告) (第1の1の(3)関係)	別紙様式2
果樹産地再生支援対策事業実施計画 (兼実績報告) (第1の1の(5)関係)	別紙様式3

第5 その他

1 事業の着手

事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて早期の事業の実施が営農再開のために必要な場合には、発災日以降であれば、交付決定前に着手することができる。この場合にあっては、支援内容及び支援対象者ごとに着手年月日を整理するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

2 事業費の低減

農業資材比較サービス(AGMIRU「アグミル」)の活用等を通じて複数の業者から見積もりを徴取すること等により、事業費の低減に努めることとする。

3 農業共済組合等への情報提供

事業実施者及び産地協議会は、第1の5の(2)における支援対象者の意向等について取りまとめの上、農業共済組合等から照会があった場合は、必要最小限の範囲で、支援対象者の氏名、住所等の提供を行うこととする。

第1の1の取組に係る補助率等は、以下のとおりとする。

補助対象となる取組	補助対象経費補助率					
1 樹体保護	樹体の洗浄、》 要な労賃	Rやゴミの除去、摘果、剪定、根切り等の取組に必	,			
2 病害の発生・ まん延防止		除去や被災園地の周辺の園地も含めた地域ぐるみ 等の取組に必要な労賃	定額(2万円/10a)			
3 収穫物運搬		出しに必要な雇用に係る取組に要する経費	定額 (5,600円/人・日以内)			
		ソ、クローラ等の運搬補助機材のレンタル費用	1/2以内			
4 改植及び 幼木の管理		ド(2) に係る改植を行うために必要な伐採・抜根 也費、土壌改良資材費、苗木代、植栽費、支柱費等				
	(1)	ア 根域制限栽培(みかん等のかんきつ類)	定額(111 万円/10a)			
	省力樹形 (注1)	イ 根域制限栽培(ぶどう、なし、もも等)	定額(100万円/10a)			
	への改植	ウ 超高密植 (トールスピンドル) 栽培 (りんご)	定額(73万円/10a)			
		エ 高密植低樹高 (新わい化) 栽培 (りんご)	定額(53万円/10a)			
		オ ジョイント栽培(なし、もも、すもも、 かき等)	定額(33万円/10a)			
		カ ア〜オのいずれにも該当しない省力樹形	1/2以内			
	(2)	ア みかん等のかんきつ類	定額(23万円/10a)			
	慣行樹形 等への	イ その他の主要果樹 (注2)	定額(17万円/10a)			
	改植	ウ りんごのわい化栽培、ぶどう(加工用)の 垣根栽培	定額 (33 万円/10a)			
		エ ア〜ウのいずれにも該当しない慣行樹形等	1/2以内			
	改植に伴う幼れ	トの管理の取組に必要な経費	定額(22 万円/10a)			
5 早期成園化 や経営の継続・ 発展に係る取組	(1)大苗 の育成	改植後の早期成園化を図るため、あらかじめ大型 の苗を育成する取組に必要な労賃、育苗費(苗木 代は除く。)、地代、排水対策費、栽培管理に要す る肥料代、農薬代、かん水設備費等	定額(20万円/10a)			
	(2)代替 農地で の営農	未利用の農地等を取得又は賃借して野菜等を栽培することにより、代替的な収入を確保するための取組に必要な労賃、パイプハウスやトンネル等の導入費、地代、種苗費、農薬代、肥料代等	定額(52 万円/10a)			
	(3)省力 技術研 修	省力樹形の仕立方法や管理技術、作業機械の効率 的な操作方法等を習得するための調査や研修の 受講、講習会の開催等に必要な旅費、謝金、資料 印刷費、作業労賃、通信費等	定額(3万円/10a)			

- 注1: 省力樹形とは、未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、以下の(1)又は(2)の要件 を満たすものをいう。
 - (1) 10 a 当たり労働時間について、慣行栽培と比較して 10%以上縮減できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。
 - (2) 10 a 当たり収量について、慣行栽培と比較して 10%以上増加できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。
 - 2: 主要果樹とは、みかん等のかんきつ類、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、 うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。

別紙様式1

○○年度 果樹産地再生支援対策事業実施計画 (兼実績報告) (第1の1の(1)及び(2)関係)(樹体保護、病害の発生・まん延防止)

自然	災害	名:					
事業	実施	者名:					
所	在	地:	:				

1 支援対象者の概要

氏名	
住所	
農業者の位置付け (担い手(新規就農者)その他)	
消費税の取扱い (免税事業者・課税事業者(一般・簡易))	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

2 経営及び被害の概要

2 柱百久	の版合の版安	
果樹	経営面積	ha
(例) うち みか	له ha
	なし	ha
被	害面積	ha
ð	ち 改植園地	ha
改植面积	責/経営面積	%

注: 土地登記簿、果樹共済加入申込書等、経営 面積の根拠となる資料を添付すること。

3 被災の状況等

被災品目名	園地の状態	 被災の状況と事業の実施方針 	面積	園地数	備考
例) みかん		例) △△地区では、豪雨被害に伴う園地への土砂流入等により、園地内に泥が堆積。 樹体に泥やゴミが付着し、樹勢の低下が見られ始めている。また、地区の広い範囲で病害が出始めており、地域ぐるみでの薬剤散布が急務。	00ha	〇〇〇 園地	
		計			
例) なし		例)▲▲地区では、豪雨被害に伴う園地への土砂流入等により、園地内に泥が堆積。樹体に泥やゴミが付着し、樹勢の低下が見られ始めている。また、地区の広い範囲で病害が出始めており、地域ぐるみでの薬剤散布が急務。	●●ha	●●●	
		計			
	豪雨被害の影	影響により樹勢が衰えた園地			
合計					
		計			

注: 被害状況については、どのような被害があって、園地がどのような状態(枝折れや倒木が甚大、樹勢低下が著しい等)か 分かるよう記載すること。

4 取組内容等

(1) 樹体保護

対象品目名	対象面積 (被災面積)	補助金額 (対象面積× 7.4万円/10a)	備考
	ha	А	
計			

注: 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は 「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること(以下同じ)。

(2) 病害の発生・まん延防止

対象品目名	対象面積	補助金額 (対象面積× 2万円/10a)	備考
	ha	А	
計			

注: 被災園地の周辺の園地も含めた地域ぐるみでの取組も補助対象とする。また、必要に応じて、改植を行う園地で実施する場合も補助対象とする。

5 事業の完了予定(又は完了)年月日

年 月 日

6 添付書類

- (1)被災証明書等自然災害による被害、対策等が確認できる資料
- (2) 事業内容ごとに園地の所在地、取組が必要な理由、取組内容等が確認できる作業日誌等の資料(別紙様式1 別添)
- (3) 交付決定前に着手している場合は、被災日以降の取組であることが証明できる資料
- (4) その他、事業実施主体及び事業実施者が必要と認める書類

別紙様式1 別添

果樹産地再生支援対策に係る補助対象園地と実施する対策一覧(樹体保護、病害の発生・まん延防止)

1 樹体保護

No.	被災日	園地所在地	面積	品目	園地の状況	補助事業により行	備考	
	极火口	图地加工地	(m²)	П	(具体的に記入)	取組内容	取組期間	湘石
例)	7月〇日	△△市□□3-78-30		みかん	樹体に泥やゴミが付着し、樹勢の低下も見られ始めている。樹体の洗 浄やゴミの除去のほか、摘果や剪定を行い、樹勢回復を図る必要が	樹体の洗浄、樹体に絡まったゴミの除去、樹勢回復のための摘果、剪定、根切り等	〇月〇~〇日 (〇日間)	

- 注1: 園地ごとに1行作成してください。
- 注2: 園地の状況の欄に、補助を受ける園地の状態を具体的に記載してください。
- 注3: 取組内容については、通常の栽培では行わない、樹勢回復のための剪定、全摘果等が対象となります。通常の栽培で行う剪定や摘果は対象となりません。
- 注4: 事業を実施する園地の写真等を添付してください。

2 病害の発生・まん延防止

No.	被災日	園地所在地	面積	品目	園地の状況	補助事業により行	備考	
	放火口	图地加工地	(m²)	П	(具体的に記入)	取組内容	取組期間	頒布
例)	7月〇日	△△市□□3-78-30		なし	豪雨被害の影響により、枝の罹病が見られ、また、被害が広範囲に 及ぶため、被災した園地の周辺の園地においても、病害のまん延が 懸念される。このため、枝の除去・処分や地域ぐるみでの薬剤散布等 が必要。	枝の除去・処分や地域 ぐるみでの薬剤散布等	〇月〇~〇日 (〇日間)	

- 注1: 園地ごとに1行作成してください。
- 注2: 園地の状況の欄に、補助を受ける園地の状態を具体的に記載してください。
- 注3: 必要に応じて、改植を行う園地で実施する場合も補助対象となります。
- 注4: 事業を実施する園地の写真等を添付してください。

3 その他

交付決定前に着手している場合には、備考欄に着手年月日を記載してください。

別紙様式2

○○年度 果樹産地再生支援対策事業実施計画 (兼実績報告) (第1の1の(3)関係) (収穫物運搬)

自然	災害	名:				_	
事業	実施	者名:					
所	在	地:				_	

1 支援対象者の概要

	名称	
代表者	所属・役職	
10夜旬	氏名	
	所属・役職	
	氏名	
担当者	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

2 被災の状況等

被災品目名	園地の状態	被災の状況と事業の実施方針	面積	園地数	担い手数	備考			
例)	収穫物を農道まで運搬でき	例)●●地区については、園地までの農道は使えるが、園内に整備していたモノレールの一部が流亡するなど使用できなくなっている。業者に修理を依頼しているが、順番待ちの状態で、修理は早くても来年2月以降になる見込み。収穫が見込める園地については、雇用により労働力を確保し収穫を行う。	OOha	〇〇〇 園地	00A				
みかん									
		計							
		計							
	収穫物を農道まで運搬できない園地								
合計									
		計							

注:被災の状況については、どのような被害があって、農道やモノレールにどのような状態(土砂に埋まっている、道が崩れている等)か分かるよう記載すること。 復旧の見通しは、できるだけ具体的な時期を記載すること。

3 取組内容等

(1) 収穫物の運び出しに必要な雇用

対象品目名	対象面積	調道	幸 量	単価	国庫補助率	総事業費 (A)+(B)+(C)		負担区分		備考
对 家吅日石	の一切の一切	日数	人数	(作業労賃)	国		補助金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)	湘石
	ha	日	人/日	円/人・日		円	円	円	円	
					定額 (5,600円/人・日 以内)					
					定額 (5,600円/人・日 以内)					
					定額 (5,600円/人・日 以内)					
計										

注1: 調達量、作業労賃の根拠が分かる資料を添付すること。

注2: 個々の雇用者について、作業内容、雇用時間が確認できる業務日誌を作成すること。

注3: 時間単位で雇用する場合は、時給700円を上限とした単価に雇用時間を乗じて事業費を算出すること。

注4: 自家労賃は補助対象としない。

注5: 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には

「含税額」とそれぞれ記入すること(以下同じ)。

(2) アシストスーツ、クローラ等の運搬補助機材のレンタル

対象品目名	分免而待	取	取組内容 (機械・機材·台数)		調達量 台数) 単価 日数 (レンタル料)		総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
刘 家商日石	対象面積	(機械・						補助金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)	N⊞ ζ⊐
	ha	1	台		月 円/台日		円	円	円	円	
例) みかん	00	アシストスーツ	0	00	000	1/2以内					
						1/2以内					
						1/2以内					
						1/2以内					
計											

注:調達量の根拠が分かる資料を添付すること。

4 事業の完了予定(又は完了)年月日

年 月 日

5 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較	備考		
区刀	(又は本年度精算額)	(又は本年度予算額)	増	減	1/用/与	
1 補助金 2 自己資金 3 その他	Ħ	H	円	Я		
合 計						

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較	増減	備考
△ ガ	(又は本年度精算額)	(又は本年度予算額)	増	減	1 拥 右
1 収穫物の運び出しに必要な雇用2 アシストスーツ、クローラ等の運搬補助機材のレンタル	円	円 H	円 H	P	
숌 計					

6 添付書類

- (1) 事業内容ごとに支援対象者、園地の所在地、取組が必要な理由、取組内容等が確認できる資料(別紙様式2 別添)
- (2) 各取組の積算が確認できる資料(作業労賃の根拠が分かる資料、レンタル料金の分かる資料 等)
- (3) 交付決定前に着手している場合は、被災日以降の取組であることが証明できる資料
- (4) その他、事業実施主体及び事業実施者が必要と認める書類

果樹産地再生支援対策に係る補助対象園地と実施する対策一覧(収穫物運搬)

1 収穫物の運び出しに必要な雇用

No.	被災日	支援対象者	 園地所在地	国地武大地	国地武大地	围地形大地	围地武大地	围地武大地	围地武大地	面積	品目	園地の状況	補助	事業により	行う対策	備考
	极火口	又拨对象包	图地加工地	型地州往地 (m³)		(具体的に記入)	取組内容	雇用人数	雇用期間	佣石						
例)	7月〇日	00 00	△△市□□3-78-30		みかん	モノレールのレールの一部が流されてしまい収穫したみかんを農道まで運搬することが困難になっている。レールの修復は来年2月頃の見込み	収穫物の運搬作業	1	〇月〇~〇日 (〇日間)							

- 注1: 園地ごとに1行作成してください。
- 注2: 園地の状況に補助を受ける園地の状態を具体的に記入してください。修繕が必要なものは修繕の見込み時期も記入してください。
- 注3: 取組内容は、災害により発生した掛かり増し経費(モノレールの代替え輸送に係る雇用労賃)のみが対象です。
- 注4: 個々の雇用者について、作業内容、雇用時間が確認できる業務日誌を作成し保存してください。
- 注5: 交付決定前に着手している場合には、備考欄に着手年月日を記載してください。
- 注6:支援対象者が法人等の構成員の場合は、支援対象者名の下段に法人名及び代表者名を()書きで記載してください。
- 注7: 事業の実施前と実施後が確認できる写真等を添付してください。

2 アシストスーツ、クローラ等の運搬補助機材のレンタル

No.	被災日	支援対象者	園地所在地	面積	品目	園地の状況	補助事	備考		
	拟火口	又版对象包	图地内红地	(m²)	m =	(具体的に記入)	取組内容	台数	レンタル期間(日数)	湘石
例)	7月〇日	00 00	△△市□□3-78-30		みかん	樹への被害はなかったが、モノレールのレールの一部が流されてしまい収穫したみかんを農道まで運搬することが困難になっている。収穫したものを運ぶにはモノレールの代替となる運搬補助機材が必要。レールの修復は来年2月頃の見込み	収穫したみかんを運ぶ ためのアシストスー ツ、クローラ等のレンタ ル	1	○月○~○日 (○日間)	
					•					

- 注1: 園地ごとに1行作成してください。
- 注2: 園地の状況に補助を受ける園地の状態を具体的に記入してください。
- 注3: 取組内容には、レンタルする機材と目的が分かるように記載してください。
- 注4: レンタルした機械や機材の利用時間、作業内容、レンタル料等が分かる利用日誌を作成して、保存してください。
- 注5: 交付決定前に着手している場合には、備考欄に着手年月日を記載してください。
- 注6:支援対象者が法人等の構成員の場合は、支援対象者名の下段に法人名及び代表者名を()書きで記載してください。
- 注7: 事業の実施前と実施後が確認できる写真等を添付してください。

別紙様式3

○○年度 果樹産地再生支援対策事業実施計画 (兼実績報告) (第1の1の(5)関係) (早期成園化や経営の継続・発展に係る取組)

自然	※災害	名:			
事業	実施	者名:			
所	在	地:			

1 支援対象者の概要

氏名	
住所	
農業者の位置付け (担い手(新規就農者)その他)	
消費税の取扱い (免税事業者・課税事業者(一般・簡易))	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

2 経営及び被害の概要

果樹経営面積	ha
(例) うち みかん	ha
なし	ha
被害面積	ha
うちの改植園地	ha
改植面積/経営面積	%

注: 土地登記簿、果樹共済加入申込書等、経営 面積の根拠となる資料を添付すること。

3 被災の状況等

被災品目名	園地の状態	被災の状況と事業の実施方針	面積	園地数	備考		
例) みかん	豪雨被害により大規模な改植 を行う園地	例)◎◎地区では、豪雨の影響により広範囲な面積で園地への土砂流入や浸水被害が発生し、樹体そのものが衰弱。そのため、経営面積の過半で改植が必要となり、長期にわたって収入途絶が見込まれる。	00ha	OOO 園地			
例) なし	豪雨被害により大規模な改植 を行う園地	例)●●地区では、豪雨の影響により広範囲な面積で園地への土砂流入や浸水被害が発生し、樹体そのものが衰弱。そのため、経営面積の過半で改植が必要となり、長期にわたって収入途絶が見込まれる。	●●ha	●●●			
		計					
	豪雨被害に						
合計							
注: 地宝化3	<u> </u> についてけ じのような独宝が	もし 国地がじのトンな状態(はたんの回士が甘土	1+1 ++ 1rt 1	(英. 1.)			

注: 被害状況については、どのような被害があり、園地がどのような状態(枝折れや倒木が甚大、樹勢低下が著しい等)か分かるよう記載すること。

4 取組内容等

(1) 大苗の育成

対象品目名	対象面積 (改植面積を上限)	補助金額 (対象面積× 20万円/10a)	備考
	ha	円	
計			

注: 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は 「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること(以下同じ)。

(2) 代替農地での営農

対象品目名 (代替農地で 取り組む品目)	改植面積 改植により (A) 途絶する収益(B		代替農地での 目標収益(C)	対象面積 (A)*((C)/(B)) (改植面積を上限)	補助金額 (対象面積× 52万円/10a)	備考
	ha	А	円	ha	А	
計						

注:「改植により途絶する収益」及び「代替農地での目標収益」について、根拠資料(県や地域が作成する品目ごとの経営指標等)を添付すること。

(3)省力技術研修

取組 (技術導入調査・ 講習会等)	対象面積 (改植面積の うち省力技術を 導入する面積)	補助金額 (対象面積× 3万円/10a)	備考
	ha	Ħ	
計			

注:省力技術の導入に向けて、産地における現状と課題、目指すべき目標を整理した資料を添付すること。

5 事業の完了予定(又は完了)年月日

年 月 日

6 添付書類

- (1)被災証明書等自然災害による被害、対策等が確認できる資料
- (2) 事業内容ごとにほ場の所在地、取組が必要な理由、取組内容等が確認できる作業日誌等の資料(別紙様式3 別添)
- (3) 交付決定前に着手している場合は、被災日以降の取組であることが証明できる資料
- (4) その他、事業実施主体及び事業実施者が必要と認める書類

別紙様式3 別添

果樹産地再生支援対策に係る補助対象園地と実施する対策一覧(早期成園化や経営の継続・発展に係る取組)

1 大苗の育成

No.	被災日	苗木育成ほ場所在地	面積 (mů)	品目	取組の状況	補助事業により行う対策		備考
	1仅火口	田不自队は場別任地		ᇚᄇ	(具体的に記入)	取組内容	取組期間	1佣石
例)	7月〇日	△△市□□3-78-30		みかん	豪雨被害の影響により、経営面積の過半で改植が必要となったため、大 苗を育成し、早期成園化を図る。	大苗の育成のためのほ場設置	〇月〇日~ 〇月〇日 (〇か月)	

- 注1: 園地ごとに1行作成してください。
- 注2: 取組の状況の欄に、補助を受ける取組内容を具体的に記入してください。
- 注3: 大苗の育成ほ場の写真を添付してください。
- 注4: 苗木代は補助対象外です。

2 代替農地での営農

No.	被災日	代替農地所在地	面積	品目	取組の状況	補助事業により行う対策		備考
	秋火口	代音展地別在地	(m²)		(具体的に記入)	取組内容	取組期間	1/#1/5
例)	7月〇日	△△市□□3-78-30		ほうれんそう (施設栽培)	豪雨被害の影響により、経営面積の過半で改植が必要となったため、長期間収入が途絶えることから、ほうれんそうの施設栽培に取り組む。	ほうれんそうの施設栽培	○月○日~ ○月○日 (○か月)	

- 注1: 代替農地での取組ごとに1行作成してください。
- 注2: 取組の状況の欄に、補助を受ける取組内容を具体的に記載してください。
- 注3: 代替農地での取組状況が確認できる写真を添付してください。

3 省力技術研修

No.	被災日	園地所在地	面積 (㎡)	品目	取組の状況	補助事業により行う対策		備考
	1仅火口	图地別往地			(具体的に記入)	取組内容	取組期間	1佣 右
例) 7月	7月〇日	□	0 3.	みかん	りに取り組む。本産地での取組に活かすため、他県の先進的な産地を視察	省力樹形や機械作業体系を導入している、他県の先進的な産 地の視察	〇月〇~〇日 (〇日間)	
	7,406 ΔΔ111113-78-	△△市□□3-78-30			有識者を招へいし、省力樹形の仕立方法や管理技術、作業機械の効率的な操作方法を習得するための講習会を開催し、成園後の省力・効率的生産に繋げる。	有識者を招へいし、産地内の 生産者を対象とした講習会の 開催	〇月〇~〇日 (〇日間)	

- 注1: 研修ごとに1行作成してください。
- 注2: 面積の欄は、改植面積のうち、省力技術(省力樹形や機械作業体系)を導入する面積を記載してください。
- 注3: 取組の状況の欄に、補助を受ける取組について、具体的に記載してください。
- 注4: 他県の先進的な産地を視察する場合、当該産地の写真や報告書などの事業の成果物を添付してください。
- 注5: 講習会や検討会については、会議での写真や報告書等の事業の成果物を添付してください。また、有識者を招へいする場合は、その者の経歴等が分かる書類を添付してください。

4 その他

交付決定前に着手している場合には、備考欄に着手年月日を記載してください。